

東京都食品安全推進計画

重点施策 平成27年度予定

重点施策

- ＜重点施策1＞ 東京都エコ農産物認証制度の推進
- ＜重点施策2＞ 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進
- ＜重点施策3＞ 国際基準である HACCP 導入支援
- ＜重点施策4＞ 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- ＜重点施策5＞ 輸入食品対策
- ＜重点施策6＞ 「健康食品」対策
- ＜重点施策7＞ 法令・条例に基づく適正表示の指導
- ＜重点施策8＞ 食品安全に関する健康危機管理体制の整備
- ＜重点施策9＞ 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信
- ＜重点施策10＞ 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- ＜重点施策11＞ 総合的な食物アレルギー対策の推進

東京都エコ農産物認証制度の推進

安全・安心で環境にやさしい農産物の生産を振興するため、東京都エコ農産物の流通を促進し、消費者等に制度の普及と情報提供をしていきます。

施策内容

1 環境に配慮した栽培技術の普及

東京都エコ農産物認証制度は、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入して作られる農産物を都が認証する制度です。環境にやさしい栽培技術を普及し、認証農産物の生産に取り組む農業者を増やします。

2 認証対象農産物の増加に向けた検討

認証対象農産物は、アシタバ、ウド、ダイコン、茶、ブルーベリーなどがあります。引き続き認証対象農産物の増加に向けた検討を行い、順次追加していきます。

3 生産者や食品事業者、消費者への制度や認証マークの周知

認証農産物は、認証マークをつけて販売することができます。生産者や販売店、認証農産物の残留農薬分析結果などの情報をホームページで公開したり、イベントやパンフレットなどを活用してPRに努め、制度の普及や認証マークの周知を図ります。

平成27年度予定

1 環境に配慮した栽培技術の普及

- ・ 都の指導機関である農業改良普及センターによる制度説明会の開催、認証委員会の開催
- ・ 環境保全型農業に取り組む農業者の技術支援

2 認証対象農産物の増加に向けた検討

- ・ 農業者の認証対象農産物に対する意向調査に基づき、認証対象農産物の検討、増加品目の慣行栽培調査の実施

3 生産者や食品事業者、消費者への制度や認証マークの周知 ＜都民への制度の周知＞

- ・ 農林水産部のホームページの生産者情報等の更新、JA 共同直売所等でパンフレットやエコ農産物販売 PR 集による周知
- ・ とうきょう特産食材使用店への PR とエコ農産物生産者とのマッチング推進

国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進

食品衛生自主管理認証制度は、事業者が自主的に行っている衛生管理の取組を、国際規格と整合させた基準に基づいて、民間の指定審査事業者が認証する制度です。この制度を普及することにより、事業者の取組を促進し、営業施設全体の衛生水準の向上を図ります。

施策内容

- 1 「本部認証」や「特別認証」の活用による認証取得の促進
チェーン店の本部による統括管理と各店舗での衛生管理を一体として認証する「本部認証」や、国際規格等の認証書を提出するだけでマニュアル審査や実地審査が不要となる「特別認証」といった仕組みを活用し、認証取得を促進します。
- 2 自主的衛生管理段階的推進プログラムの普及
食品衛生自主管理認証制度の認証を目指す前段階の取組についても、「見える化」することで都民にアピールできる自主的衛生管理段階的推進プログラムの普及を推進します。また、重点的に認証取得を進める分野を設定し、自主的衛生管理段階的推進プログラムの対象業種（平成 26 年度は給食・調理）を順次拡大していきます。
- 3 制度の信頼性の確保
認証の審査業務を行う指定審査事業者に対して、審査員のスキルアップのための講習会を開催するなど、適正な審査が行われるよう技術的支援を行います。また、外部監査を定期的に実施し、制度の信頼性を確保します。

平成 27 年度予定

- 1 「本部認証」や「特別認証」の活用による認証取得の促進
 > 本部認証及び特別認証を含め制度を普及・周知
 <事業者への制度の普及>
 - ・ 制度説明会及びマニュアル作成セミナー開催（制度説明会 10 回、セミナー 9 回）並びにリーフレット配布での普及
 - ・ 食品関連展示会への出展（2 回）
 <都民等への制度の周知>
 - ・ 都のホームページ及び都民が参加する市場祭等でのパンフレット配布による周知
 - ・ 東京観光客向け（日本人及び外国人）雑誌に広告掲載
- 2 自主的衛生管理段階的推進プログラムの普及
 ・ 認証取得に取り組む初期の段階から評価支援する自主的衛生管理段階的推進プログラムの全業種開始（6 月）
- 3 制度の信頼性の確保
 ・ 審査事業者への都の監査内容を強化（1 事業者あたり年間 1 回以上の立ち入り監査を実施）
 ・ 審査技術支援のためのスキルアップ講習会等を実施（審査員講習会 2 回、スキルアップ講習会 1 回）

国際基準である HACCP 導入支援

HACCP（ハサップ）は、国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会によりガイドラインが示され、各国においてその採用が推奨されている国際的に認められた衛生管理のシステムです。

関係事業者への技術的支援などを通じ、HACCP 導入のための支援を行います。

施策内容

1 総合衛生管理製造過程承認施設等への技術的支援

健康安全研究センターに設置された HACCP 指導班が、総合衛生管理製造過程承認施設や対米輸出水産食品加工施設等に対して、HACCP プランに基づいた製造、衛生管理が行われているか、製造工程や記録の確認、収去検査等を実施します。

また、承認を目指す施設に対しては、承認申請の際に技術的な助言を行うなど、承認取得に向けた支援を行います。

2 HACCP 導入型基準の周知及び技術的支援

国は、将来的な HACCP の義務化を見据えつつ、段階的な導入を図る観点から、食品衛生法に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言である「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を改正し、HACCP の普及を進めています。

都は、当該指針に基づく HACCP を用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP 導入型基準）について、関係事業者への制度の周知や技術的支援を行い、国際基準である HACCP の導入を支援していきます。

平成27年度予定

1 総合衛生管理製造過程承認施設等への技術的支援

- ・ HACCP 指導班による総合衛生管理製造過程承認施設等への専門監視を実施
- ・ 総合衛生管理製造過程に係る適正な監視、営業者への助言を行うための食品衛生監視員向け講習会を実施

2 HACCP 導入型基準の周知及び技術的支援

- ・ HACCP 導入型基準を位置づけた食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例の施行（4月）
- ・ ホームページや講習会などを通じて、HACCP 導入型基準を周知
- ・ 監視指導等を通じて、事業者の HACCP の取組状況を把握
- ・ 厚生労働省が示す自主点検票及び確認票、各種手引書等を参考に、事業者への助言、指導を実施
- ・ 厚生労働省、食品関係団体等と連携しながら、特に中小規模の事業者等を対象とした HACCP の普及推進方策について検討

食品安全情報評価委員会による分析・評価

食品の安全に関する様々な情報を収集・分析して科学的知見に基づいて評価し、その結果を施策に反映することにより健康への悪影響を未然に防止します。

施策内容

- 1 海外情報などの食品安全に関する情報の収集
輸入食品対策や都内に流通する食品を対象とした先行的調査を行うため、幅広く海外情報や学術情報を収集・分析・整理し、重要度の高い情報を的確に把握します。
- 2 食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価
学識経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会において、各種の調査で得られた情報や収集した海外情報、学術情報について、その信頼性や都民に対する情報提供の必要性などを評価します。
- 3 都民等への情報発信
食品安全情報評価委員会の評価に基づき、食品の安全に関する情報をリーフレットやパンフレット、ホームページ等を活用して、より分かりやすい内容で都民に発信していきます。

平成27年度予定

- 1 海外情報などの食品安全に関する情報の収集
 - ＜食品安全情報の収集＞
 - ・ 「食の安全に係る海外情報検索システム」を活用し、海外情報、学術情報を随時収集
 - ・ 国や自治体等の情報配信機関からの関係情報を随時収集
 - ・ 消費生活条例に基づく調査等の活用
 - ・ その他関係機関が実施した調査等の活用
 (参考) 基本施策 13＜ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査＞
 - ・ 市場流通食品、東京湾産魚介類について、各種有害化学物質等による汚染実態調査を実施
 - ・ 食事由来の化学物質摂取量推計調査を実施
- 2 食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価
 - ・ 食品安全情報評価委員会を開催し安全情報を分析、評価
- 3 都民等への情報発信
 - ・ 食品安全情報評価委員会の評価結果に基づく情報をホームページ及びリーフレット等で提供

輸 入 食 品 対 策

輸入食品に対する監視指導や検査を充実するとともに、輸入事業者による自主管理の取組を支援し、輸入食品の安全確保を図ります。

施 策 内 容

- 1 **専門監視班による監視**
輸入食品監視班が、輸入事業者に対し、帳票類の管理や食品の保管状況等について、重点的に監視指導を行います。
- 2 **輸入食品の検査**
残留農薬、食品添加物、カビ毒、遺伝子組換え食品、動物用医薬品などの検査を効果的に実施します。
- 3 **検査法の開発**
日本では検査法が確立されていない農薬、食品添加物等の検査法を開発し、輸入食品の検査体制を充実します。
- 4 **輸入事業者講習会の開催**
輸入事業者を対象に違反事例や関係法令に関する最新情報を提供します。
- 5 **輸入事業者の自主管理推進支援**
自主管理に関する点検票を用いて、輸入事業者の事故発生時の対応を含めた管理体制を把握し、取組状況に応じた指導を行い、自主管理の取組を支援します。

平成27年度予定

- 1 **専門監視班による監視**
 - ・ 輸入業や輸入食品を取り扱う倉庫業へ立ち入り、帳票類の管理や食品の保管状況等について監視指導を実施
- 2 **輸入食品の検査**
 - ・ 東京都食品衛生監視指導計画に基づき、検疫所において発見された違反事例等を勘案し、輸入食品の検査を実施
- 3 **検査法の開発**
 - ・ 指定外添加物の基本分析法、農産物に残留する農薬や動物用医薬品についての一斉分析法の開発など、新たな検査法を開発
- 4 **輸入事業者講習会の開催**
 - ・ 輸入事業者講習会の開催（11月、1回）
- 5 **輸入事業者の自主管理推進支援**
 - ・ 輸入事業者を対象に、輸出国における食品等の衛生的な取扱いや従業員の教育、衛生管理の体制等をチェック表により点検

「健康食品」対策

都民に広く利用されている「健康食品」の安全を確保するとともに、正しい利用方法の普及啓発を進め、「健康食品」による健康被害の防止を図ります。

施策内容

- 1 市販品に対する監視指導
店頭やインターネット等を通じて販売されている市販品の試買調査を実施し、内容成分や表示事項を確認します。
- 2 健康被害事例専門委員会による情報の分析・評価
「健康食品」との関連が疑われる健康被害情報を効率的に収集し、健康被害事例専門委員会において分析、評価し、必要に応じて医療機関等に情報提供します。
- 3 健康食品取扱事業者講習会の開催
事業者を対象に、「健康食品」に係る法令の内容や違反事例などを周知し、事業者の意識の向上を図ります。
- 4 都民への普及啓発
「健康食品」の正しい利用方法などについて、ホームページ、講習会、DVD、広報誌などを活用して広く普及啓発します。
- 5 新たな機能性表示制度への対応
食品の機能性表示が可能となる新たな制度について、事業者への制度の周知を行うとともに、都民へ正しい利用方法などの普及啓発を行うなど、適切に対応していきます。

平成27年度予定

- 1 市販品に対する監視指導
 - ・ 試買調査の実施
 - ・ 医薬品成分を検出した製品に対し違反措置を実施
 - ・ 不適正な表示・広告があった製品に対し改善等を指導
- 2 健康被害事例専門委員会による情報の分析・評価
 - ・ 健康被害事例専門委員会の開催（2回）
- 3 健康食品取扱事業者講習会の開催
 - ・ 健康食品取扱事業者講習会の開催（1回）
- 4 都民への普及啓発
 - ・ 試買調査結果等についてホームページによる情報提供
 - ・ リーフレット等を作成し都民へ普及啓発
- 5 新たな機能性表示制度への対応
 - ・ 健康食品取扱事業者講習会等を通じて事業者へ制度を周知
 - ・ リーフレット等を作成し都民へ普及啓発（再掲）

法令・条例に基づく適正表示の指導

食品表示に関する制度改正を踏まえ、関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進していきます。

施策内容

- 1 **新しい制度に応じた相談・監視体制の整備**
新たな食品表示制度に応じた相談や監視体制を整備します。
また、食品表示監視班による不適正表示に関する専門的な調査や消費生活調査員（公募）による調査を実施します。
- 2 **食品表示の科学的検証**
DNA 分析等の科学的な手法により表示を検証し、効果的な調査や監視指導を行います。
- 3 **適正表示推進者の育成**
食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催し、適切な表示を推進する核となる人材の育成を行います。
- 4 **食品表示に関する情報の発信**
ホームページ等を通じて情報発信し、事業者による適正表示を推進するとともに、都民の食品表示に関する理解を深めます。
- 5 **関係機関との連携**
東京都食品表示監視協議会を通じて、国等と定期的に情報共有や意見交換を行います。

平成27年度予定

- 1 **新しい制度に応じた相談・監視体制の整備**
 - ・ 食品表示法の施行に伴い、福祉保健局健康安全部食品監視課に食品表示係（品質表示係を改編）を設置（4月）
 - ・ 「東京都食品表示相談ダイヤル」を開設し、食品表示法に関する一元的な相談体制を整備（6月）
 - ・ 食品表示監視班、消費生活調査員による調査を実施
- 2 **食品表示の科学的検証**
 - ・ DNA 分析や同位体分析等により、袋詰米穀、生鮮食品、遺伝子組み換え食品の表示調査を実施
- 3 **適正表示推進者の育成**
 - ・ 適正表示推進者育成講習会の開催（2回）
 - ・ フォローアップ講習会の開催（1回）
- 4 **食品表示に関する情報の発信**
 - ・ 研修会（消費生活調査員向け）や講習会の開催
 - ・ 食品表示に関するパンフレットを作成・配布
- 5 **関係機関との連携**
 - ・ 東京都食品表示監視協議会の開催（2回）

重点施策 8

食品安全に関する健康危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害の発生やその発生が疑われる場合、迅速に被害の拡大防止及びあらゆる可能性を考慮した再発防止策を講じることができるよう危機管理体制を充実します。

施策内容

- 1 関係機関との連携強化**
国や関係自治体、警察、庁内各局等の関係機関との連携を強化し、被害の拡大防止を図ります。
- 2 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施**
緊急時を想定した訓練や対応マニュアルの検証などにより、緊急時における対応能力の向上を図ります。
- 3 緊急時の情報の収集・発信**
想定されるリスクの種類や特性に応じてリスト化された情報収集先から、緊急時に、迅速に情報を収集します。
また、情報を発信する際には、健康への影響に関する情報など、緊急時に都民や事業者伝えるべき内容を的確に分かりやすく発信します。

平成27年度予定

- 1 関係機関との連携強化**
 - ＜食品安全対策推進調整会議の運営＞
 - ・ 食品安全対策推進調整会議幹事会の開催
 - ・ 牛海綿状脳症対策連絡部会の開催
 - ＜国、関係自治体との連携＞
 - ・ 首都圏食中毒防止連絡会の開催
- 2 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施**
 - ＜関係職員の訓練＞
 - ・ 都区市の食品衛生監視員を対象としたシミュレーションによる危機管理訓練を実施
 - ＜中央卸売市場における訓練＞
 - ・ 中央卸売市場食品危害対策マニュアルに基づき机上訓練を実施（部類ごとに各1回：合計3回）
- 3 緊急時の情報の収集・発信**
 - ・ 「食の安全に係る海外情報検索システム」や国、自治体等の情報配信機関からの関係情報を随時収集し、必要に応じて健康危機管理情報を発信

食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信

平成 23 年に発生した福島第一原子力発電所の事故以来、都では、生産現場における農産物や畜産物、水産物の放射性物検査を実施し、基準値を超えた食品が出荷されないよう取り組むとともに、都内に流通する生鮮食品や加工食品のモニタリング検査を実施しています。都民の食品の安全に関する正確な認識と理解に向け、検査結果や放射性物質に関する知識などの情報提供を行っていきます。

また、オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした都の取組など、食品の安全に関する情報を世界へ向けて発信していきます。

施策内容

- 1 **放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供**
都内産の農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果、放射性物質に関する知識について、ホームページなどを通じて、広く情報提供します。
- 2 **食品安全情報の世界への発信**
食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした都の食品安全に関する取組など、食品安全情報の世界への発信を行っていきます。

平成27年度予定

- 1 **放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供**
 - ・ 都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を定期的にホームページに掲載し、情報提供を実施
 - ・ 食事由来の放射性物質摂取量推計調査を実施
- 2 **食品安全情報の世界への発信**
 - ・ 都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を定期的にホームページに掲載し、情報提供を実施（英語併記）（再掲）
 - ・ 自主管理認証制度について、ホームページやリーフレットを英語化し外国人向けに情報発信

食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

都、都民、事業者がそれぞれの取組について相互に理解を深められるよう、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進します。

施策内容

- 1 関係者による活発な意見交換
関係者が様々な機会を通じ、それぞれの考え方や取組について、情報や意見交換を行います。
- 2 体験型セミナーの開催
子供をはじめ広く都民を対象に、食品添加物や細菌の検査など、様々なテーマの体験型セミナー等を開催し、食の安全に関する科学的知識の普及を図ります。
- 3 分かりやすい情報の提供
パンフレットやDVD、ホームページ、定期発行する情報誌、メールマガジンなどを活用し、食品の安全に関する情報を分かりやすく提供することにより、食品の安全について、都民一人ひとりが正確な理解のもとに考えることができるような環境づくりを進めます。

平成27年度予定

- 1 関係者による活発な意見交換
 - ＜食の安全都民フォーラム等の開催＞
 - ・ 食の安全都民フォーラム（シンポジウム形式）の開催
 - ・ 「食の安全調査隊」グループ活動の実施
 - ・ 「食の安全都民講座」の開催
 - ＜中央卸売市場における消費者事業委員会の開催＞
 - ・ 市場における行政や市場業者の取組について、都民、事業者、都の三者で意見交換を行う消費者事業委員会を開催
 - ＜パブリックコメントの実施＞
 - ・ 食品衛生監視指導計画の策定等にあたり、パブリックコメントを実施
- 2 体験型セミナーの開催
 - ・ 「夏休み子供セミナー」の開催
- 3 分かりやすい情報の提供
 - ＜ホームページ等による情報提供＞
 - ・ ホームページ「食品衛生の窓」等の運営
 - ・ メールマガジンの定期発行
 - ＜啓発資材による情報提供＞
 - ・ 食中毒予防に関するポスター、リーフレットの作成

総合的な食物アレルギー対策の推進

食品へのアレルギー物質混入防止の技術指導やアレルギー表示の適正化を推進するとともに、食物アレルギーの相談や緊急時対応等に係る人材の育成を支援し、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めます。

施策内容

1 食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導

食品の製造や調理段階において、意図しないアレルギー物質の混入防止を図るため、施設への技術指導を行います。

2 アレルギー表示の適正化

食品への表示が義務付けられているアレルギー物質について、検査も取り入れながら食品の製造施設などへの監視指導を実施し、アレルギー表示の適正化を図ります。

また、外食等におけるアレルギー物質の情報提供について、国の規制の動向を見据え、適切に対応していきます。

3 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成

食物アレルギーを持つ子供の日常生活の管理や、食物アレルギーの症状が起きた時の緊急時対応等について、学校、保育所、幼稚園等への関係者向けの研修の実施や、関係各局が連携して、基礎的な知識の普及などを行い、誰もが安心して生活できる環境づくりを進めます。

平成27年度予定

1 食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導

- ・ 食品製造業や給食施設等を対象として、食物アレルギー物質の意図しない混入を防止するための監視指導を実施
- ・ 「食品の製造工程における食物アレルギー対策ガイドブック」の活用

2 アレルギー表示の適正化

- ・ 食品の製造・流通・販売業者等に対し、アレルギー物質の検査も取り入れながら、表示の監視指導を実施

3 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成

- ・ 公立学校等に勤務する教職員を対象にアレルギー専門医等による研修の実施及び学校における校内研修の推進
- ・ アレルギーを持つ子供への配慮や、保護者からの相談に対応できるよう保育所や幼稚園等の職員を対象とした相談実務研修の開催(疾患別3回)
- ・ 保育所等においてアナフィラキシー症状を起こした際の、迅速かつ適切な対応を実践的に習得するための緊急時対応研修の開催(4回)